

障第23号
令和7年4月4日

各指定障害福祉サービス事業所運営法人代表者
各指定障害者支援施設運営法人代表者
各指定一般相談支援事業所運営法人代表者
各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等を除く。)

様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

令和7年10月施行の就労選択支援に係る通知等について

このことについて、厚生労働省から別添のとおり送付されましたので、お知らせします。

○送付文書一覧

- ・令和7年3月31日付け障発0331第3号
「就労選択支援の実施について」
- ・令和7年3月31日付け障発0331第2号
「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」
- ・令和7年3月31日付け障発0331第28号
「厚生労働大臣の定める事項及び評価方法の留意事項について」の一部改正について」

所属	障害福祉課 事業所指導係		
係長	垣 本	担当	澤 本
電話	058-272-1111 内3491		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		